

舟橋村告示第9号

舟橋村带状疱疹任意予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和7年3月14日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村带状疱疹任意予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

舟橋村带状疱疹任意予防接種費用助成事業実施要綱(令和5年舟橋村告示第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条中「予防接種を受ける日に満50歳以上である者」を「予防接種を受ける日に満50歳以上65歳未満である者」に改め、「有するものとする。」の次に「ただし、定期接種の対象となる者は助成対象外とする。」を加える。

第4条中「予防接種に」を「予防接種のいずれかに」に、「第9条」を「第8条」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 乾燥弱毒性水痘ワクチン(生ワクチン)
- (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン(不活化ワクチン)

第5条を次のように改める。

助成金は、一人につき前条各号のいずれかの対象経費に対して支給し、対象経費の種別に対する助成金の額及び助成回数の限度は、別表第1のとおりとする。

第7条第1項前段中「別表に掲げる予防接種協力医療機関(以下、「協力医療機関」という)」を「予防接種を受ける協力医療機関(別表第2に掲げる医療機関をいう。)(以下「協力医療機関」という。)」に改め、同項後段中「被保険者証」を「マイナ保険証」に改める。

第8条第1項第1号中「申請書」の次に「(様式第1号)」を加え、「被保険者証」を「マイナ保険証」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表第1(第5条関係)

対象経費の種別	助成金の額	助成回数の限度
乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン)	対象経費の全額とし、1回あたり5,000円を上限	1回
乾燥組換え带状疱疹ワクチン	対象経費の全額とし、1回あたり10,000円を上限	2回

(不活化ワクチン)		
-----------	--	--

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

協力医療機関

[別紙参照]

別表を別表第2とする。

様式第1号の様式を次のように改める。

舟橋村带状疱疹任意予防接種費用助成金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号の様式を次のように改める。

舟橋村带状疱疹任意予防接種費用助成金代理請求書

[別紙参照]

様式第3号の様式を次のように改める。

舟橋村带状疱疹任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第4号の様式を次のように改める。

舟橋村带状疱疹任意予防接種費用助成金支給決定通知書

[別紙参照]

様式第5号の様式を次のように改める。

舟橋村带状疱疹任意予防接種費用助成金不支給決定通知書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。